

# 水道料金のしくみ



# 目次

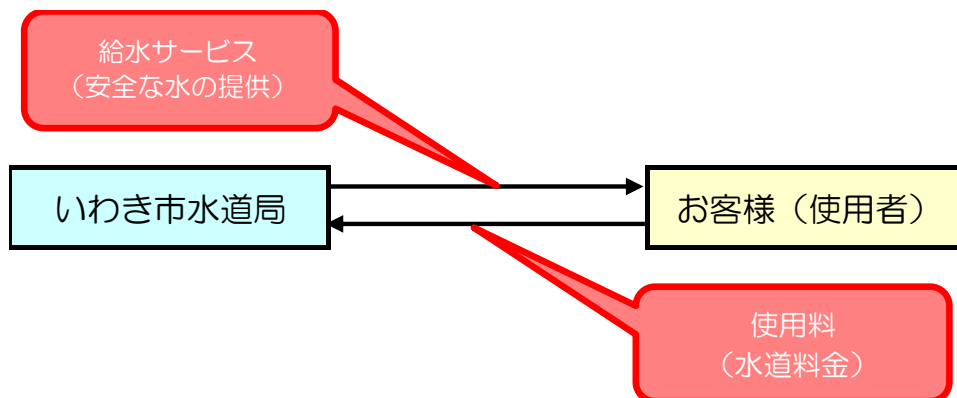
<b>1</b>	<b>水道料金について</b>	<b>1</b>
(1)	水道料金とは	1
(2)	水道事業の独立採算制	1
(3)	水道料金の設定について	2
(4)	水道料金の算定方法	2
<b>2</b>	<b>水道料金における料金体系</b>	<b>5</b>
(1)	料金体系の基本類型	5
(2)	料金体系の種別	5
(3)	料金体系の推移	6
(4)	口径別料金体系を採用する水道事業体の割合の増加	6
(5)	現在の本市及び他事業体の料金体系	6
<b>3</b>	<b>基本料金と水量料金の割合</b>	<b>8</b>
(1)	基本料金と水量料金の配分のしくみ	8
(2)	本市の現行料金における配分状況	9
<b>4</b>	<b>水量料金の段階制と逡増制</b>	<b>11</b>
(1)	段階制	11
(2)	逡増制	11
<b>5</b>	<b>本市の水道料金</b>	<b>13</b>
(1)	現行の水道料金について	13
(2)	水道料金の計算例	14
(3)	同規模事業体や中核市、県内主要都市等との水道料金の比較	14
(4)	料金に格差が生じる理由	15
<b>6</b>	<b>水道料金制度における課題</b>	<b>16</b>
(1)	逡増型料金制度について	16
(2)	基本料金と水量料金の配分割合について	16
(3)	大口需要者対策について	16
<b>7</b>	<b>本市水道料金制度の課題</b>	<b>17</b>
(1)	本市の水需要及び給水収益の変化	17
(2)	料金制度についての水道事業経営審議会での審議経過	18
(3)	今後の対応	18



# 1 水道料金について

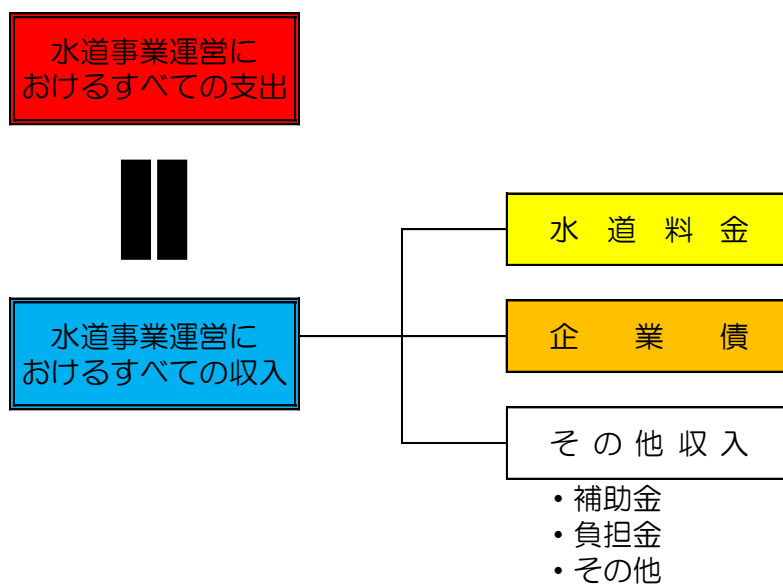
## (1) 水道料金とは

- 水道料金は、水道事業者が提供する給水サービス（安全な水の供給）に対して、お客様（使用者）からいただく地方自治法上の「使用料」に当たり、その料金はできるだけ低廉かつ公平でなければなりません。
- また、料金の決定（及び改定）にあたっては、水道法に基づき厚生労働大臣の認可（届出）が必要となります。



## (2) 水道事業の独立採算制

- 水道事業は、地方公営企業法が適用（一部簡易水道を除く）され、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に水道料金を主たる財源として、経営するものとされています。



### (3) 水道料金の設定について

- ・ 受益者負担である水道料金の設定の際には、地方公営企業法及び水道法において、

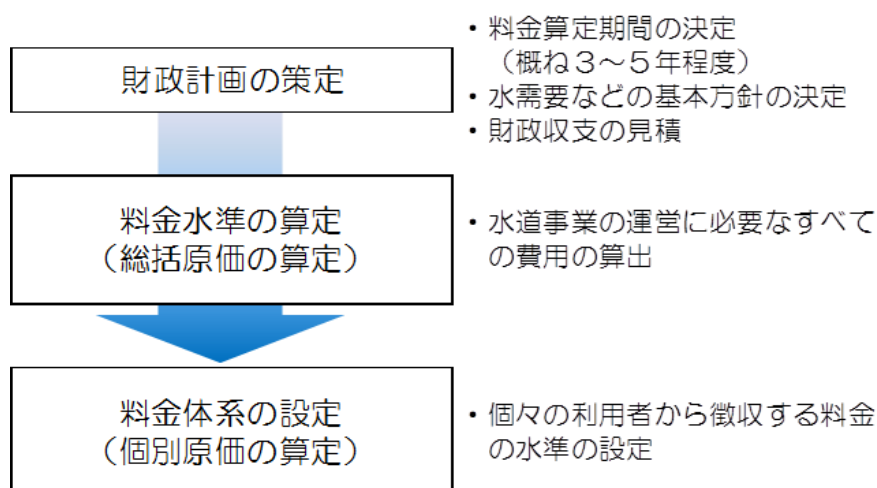
- 公正妥当であること
- 能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること
- 地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの
- 定率又は定額をもって明確に定められていること
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

などが求められています。

### (4) 水道料金の算定方法

- ・ 一般的に水道料金は、次のような手順で算定されています。
- ・ なお、水道料金の算定の際には、全国の事業者が加盟している「公益社団法人 日本水道協会」が発出している「水道料金算定要領」を参考としています。

#### ○ 水道料金の算定プロセス



#### ア 財政計画の策定

##### (ア) 料金算定期間の決定

- ・ 事業計画（経営計画）期間などを基に料金の算定期間を決定します。
- ・ 「水道料金算定要領」では、概ね3～5年程度とされています。

##### (イ) 水需要等の基本方針の決定

- ・ 収入や支出の見込の前提となる給水人口や配水量、企業債の発行方針などの見込みを立てます。
- ・ 見込んだ給水人口や配水量を基とした施設の建設、改良や維持、補修の計画や経営の改善計画を立てます。

(ウ) 財政収支の見積

- ・ (イ)で見込んだ基本方針に基づき、計画を実施した場合の収入と支出の見込みを立てます。

(収入は現行の料金水準に当てはめて計算します。)

イ 料金水準の算定 (総括原価の算定)

- ・ アで立てた財政計画を基に、料金算定期間中の給水のために必要な総費用 (総括原価) を算出します。

$$\text{総括原価} = \text{営業費用 (①)} + \text{資本費用 (②)} - \text{控除額 (③)}$$

① 営業費用 … 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用

② 資本費用 … 支払利息、資産維持費 (※)

③ 控除額 … 給水収益以外のその他の収益

ウ 料金体系の設定 (個別原価の算定)

- ・ イで算出した料金水準を満たす料金体系を設定します。

$$\text{料金体系 (料金収入)} = \text{料金水準 (総括原価)}$$

※ 【参考】 資産維持費とは（水道料金算定要領より抜粋）

資産維持費とは、事業の施設実態の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等にも充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

（考え方）

- 現在と同じ施設を同じ物価で作り直すのであれば、減価償却費による内部留保で賄うことができます。
- しかし、現在は、施設の建設当時より材料や人件費等の物価が上昇しており、同じ施設を作るとしても、減価償却費による内部留保のみでは、賄うことができません。
- さらに、施設を作り直す際には、前と同じ施設ではなく、現在の新たな課題に対応した施設（耐震化や高度な処理能力など）へのレベルアップが必要となり、さらに資金不足が見込まれます。
- このことから、これらの不足額を補うために「資産維持費」が必要となります。

（資産維持費のイメージ）

○ 1,000 万円で作った浄水場の更新の場合

■ 建設当時費用 1,000 万円 …… (A)

■ 同じ能力での現在の建替え費用 1,100 万円 …… (B)  
(材料、人件費上昇分含む)

■ 建て替えの際に必要な レベルアップ分費用  
(耐震化、高度浄水処理化など) 200 万円 …… (C)

● 不足額の算定【(A) の金額は全額減価償却費による内部留保があるとして計算】

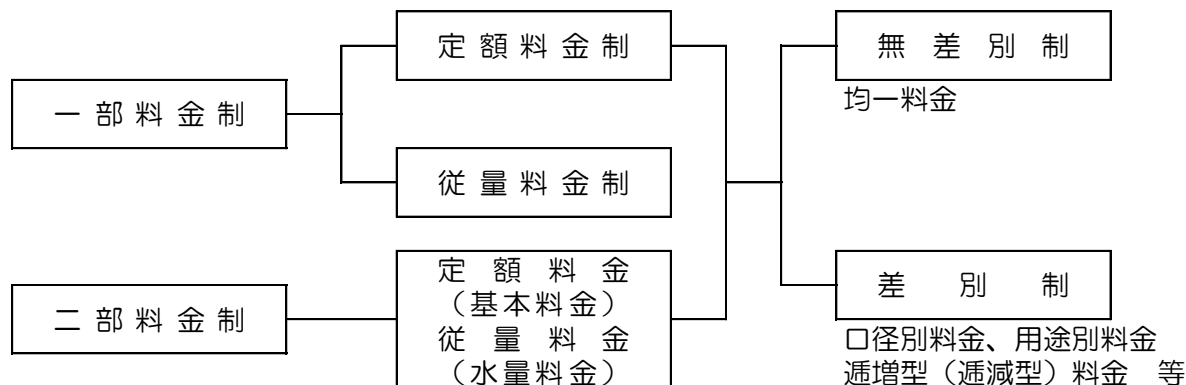
$$\begin{aligned} \text{不足額} &= (A) - ((B) + (C)) \\ &= 1,000 \text{ 万円} - (1,100 \text{ 万円} + 200 \text{ 万円}) \\ &= \blacktriangle 300 \text{ 万円} \leftarrow \text{資産維持費として必要となる額} \end{aligned}$$



## 2 水道料金における料金体系

### (1) 料金体系の基本類型

- ・ 料金体系は次の図に示すとおり、「定額料金」と「従量料金」の要素単独、あるいは、組み合わせにより構成されています。
- ・ 定額料金または従量料金のいずれか一つだけで構成されるものを「一部料金制」と呼び、定額料金と従量料金の組み合わせにより成り立つものを「二部料金制」と呼びます。



### (2) 料金体系の種別

- ・ 水道料金の基本的要素は、前述のとおり定額料金と従量料金の二つであり、国内においては、ほとんどの自治体がこの定額料金と従量料金を組み合わせた二部料金制を採用しており、本市でも二部料金制を採用しています。
- ・ この二部料金制において、一般的には、定額料金部分を基本料金、従量料金部分を水量料金と呼びます。
- ・ 料金体系は、基本料金において、用途別料金体系と口径別料金体系に大別され、両体系の中でさらに水量料金において、単一従量料金制や逦増型従量料金制、逦減型従量料金制等に分類されます。

#### ア 用途別料金体系

→ 家庭用や事業用などといった各使用者の用途によって、料金格差を設定するもの。

#### イ 口径別料金体系

→ 水道メーターの口径の大小を基準にして、料金格差を設定するもの。

#### ウ 単一従量料金制

→ 使用水量の多少にかかわらず1 m<sup>3</sup>当たりの料金が同一なもの。

#### エ 逦増型従量料金制

→ 使用水量が多くなるほど1 m<sup>3</sup>当たりの料金が段階的に高くなるもの。

(主に需要を抑制する目的で導入)

#### オ 逓減型従量料金制

→ 使用水量が少なくなるほど1 m<sup>3</sup>当たりの料金が段階的に安くなるもの。

(主に需要を促進する目的で導入)

- ・ 上記のとおり、二部料金制は、基本料金と水量料金の組み合わせにより設定されていますが、その組み合わせ方法は、理論的というよりも、社会政策的、産業政策的な配慮がされているものとなっています。

### (3) 料金体系の推移

- ・ 料金体系は、歴史的には、用途別料金体系より出発していますが、下表のとおり、年々口径別料金体系が増加しています。

#### ○ 水道料金体系の推移

区分	年度		S.40		S.50		S.60		H.7		H.17		H.27	
	事業体数	比率	事業体数	比率	事業体数	比率	事業体数	比率	事業体数	比率	事業体数	比率	事業体数	比率
用途別	1,095	99.0	1,100	70.2	868	47.1	818	42.9	613	38.7	415	32.6		
口径別	11	1.0	295	18.8	705	38.3	829	43.5	783	49.4	721	56.6		
その他	-	-	172	11.0	270	14.7	259	13.6	190	12.0	138	10.8		
計	1,106	100.0	1,567	100.0	1,843	100.0	1,906	100.0	1,586	100.0	1,274	100.0		

(日本水道協会「水道料金表」より作成、各年4月1日現在)

#### (4) 口径別料金体系を採用する水道事業体の割合の増加

- ・ 近年、口径別料金体系を採用する水道事業体の割合が増加しています。
- ・ これは、水道メーターに係る経費等や水道需要量が、概ねメーター口径の大小に対応しており、需要種別に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性の確保ができると考えられることによるものです。
- ・ 用途別料金体系についても、近年減少傾向にはあるものの、生活用水以外の用途を高額とすることにより、生活用水の低廉化を図るという目的を達するためには有効な体系であり、いまだ多くの事業体において採用されている状況となっています。

#### (5) 現在の本市及び他事業体の料金体系

- ・ 本市では、合併前の各市町村で発足した水道事業は、用途別料金体系を採用しており、昭和41年のいわき市発足、また昭和44年のいわき市水道事業創設による統合を経て昭和46年まで、用途別料金体系を採用していました。

- その後、昭和 47 年の料金改定において、本市の料金体系には用途別の料金格差、簡易水道料金の地域格差などの不合理な問題点があるとして、この問題点を解消するため口径別料金体系に改められ、以後、口径別料金体系を維持しています。
- 本市を含む同規模事業体や中核市、県内主要都市等の全 51 事業体で見ると、口径別料金体系を採用している事業体が 43 事業体、用途別料金体系を採用している事業体が 8 事業体であり、8 割以上の事業体が口径別料金体系を採用している状況となっています。
- 口径別料金体系の中でも、基本料金に基本水量（※）が含まれているかどうか、水量料金部分において、口径別に水量区画を設定する体系や全口径において同一の水量区画を設定する体系など、様々な体系が存在しています。
- 本市では、基本料金については口径別基本水量なし、水量料金については全口径同一料金の体系を採用しています。

○ 水道料金体系別事業体数集計表

（同規模事業体及び中核市、県内主要都市等 51 事業体（本市を含む））

区分 体系	基本料金	水量料金		合計
		全口径同一料金	口径別区画	
口径別	基本水量あり	4 事業体	12 事業体	16 事業体
	基本水量なし	11 事業体	16 事業体	27 事業体
	計	15 事業体	27 事業体	43 事業体
用途別				8 事業体

本市が採用する体系区分

※ 【参考】 基本水量とは

基本水量とは、基本料金を支払うことにより、水量料金を支払うことなく使用することのできる水量（通常 0 m<sup>3</sup> より 5～10 m<sup>3</sup> まで）のことを言い、これは、水道の普及当初に、公衆衛生上の観点から一定量以上の生活用水の使用を促進するために導入されたものです。

近年は、基本水量内の使用水量の利用者が増え、基本水量以上の利用者との負担感の公平性を確保する必要があることから、導入事業体においては、基本水量の廃止又は縮小を実施または検討している事業体が増えています。

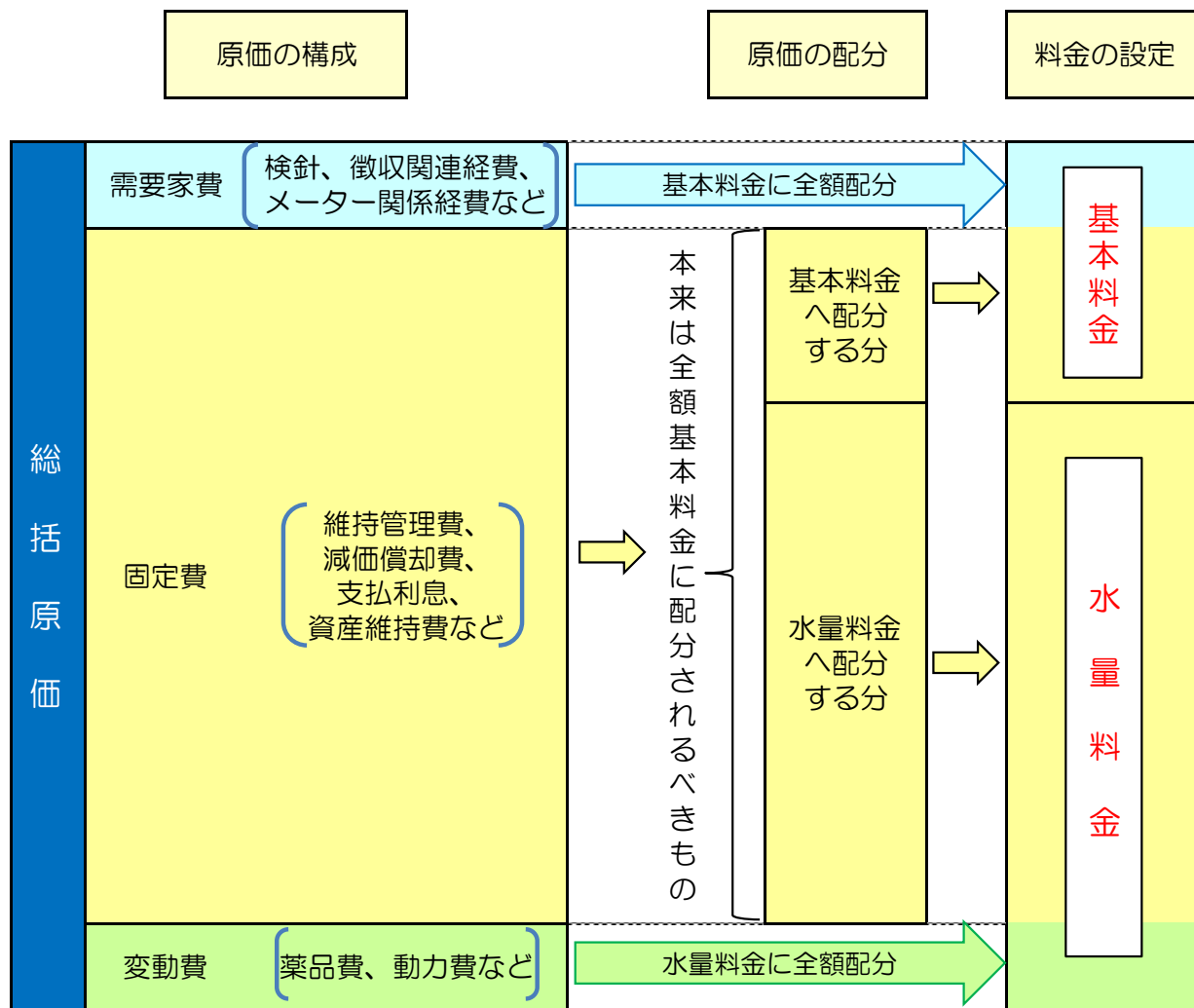
### 3 基本料金と水量料金の割合

#### (1) 基本料金と水量料金の配分のしくみ

- 本市の水道料金は、前述のとおり、二部料金制をとっていることから、料金の設定の際に、下図のとおり、総括原価を基本料金と水量料金に配分しています。

基本料金 …… 水道の使用量に関係なく賦課する定額料金  
 水量料金 …… 水道の使用量に応じて賦課する従量料金

#### ○ 水道料金原価配分のしくみ



- メーター検針・料金徴収関連費用、メーター関係費用などの需要家の存在により必要となる費用を需要家費と呼び、この費用については、全額を基本料金へ配分しています。
- 薬品費や動力費など、水を作った分に比例してかかる費用を変動費と呼び、この費用については、全額を水量料金へ配分しています。
- 維持管理費や減価償却費、支払利息、資産維持費などの水の使用量に関わらず、施

設を維持していくため固定的にかかる費用を固定費と呼び、この費用については本来、全額基本料金へ配分されるべきものですが、基本料金の高額化を避けるため、一部を基本料金へ配分し、相当部分を水量料金に配分しています。

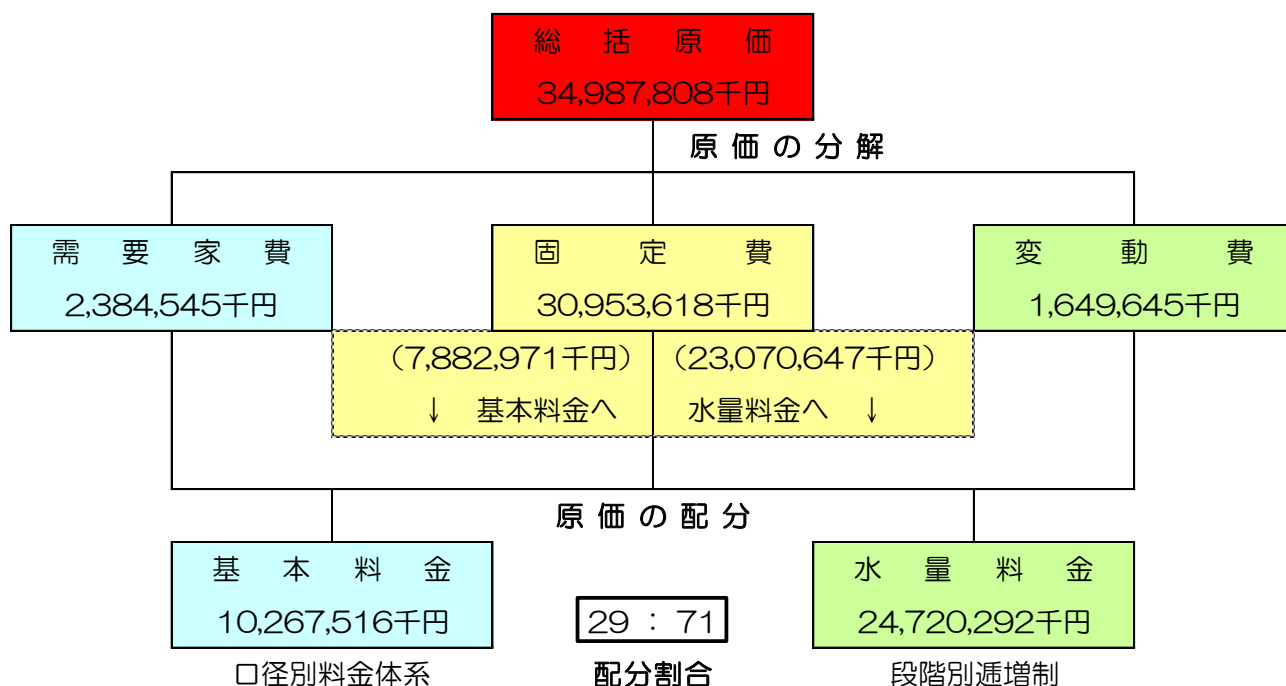
- ・ 安定的な収入の確保を目指す場合、基本料金の配分割合を上げる必要があります。

## (2) 本市の現行料金における配分状況

- ・ 本市の現行料金における基本料金と水量料金への原価の配分割合は、次の図のとおり概ね3：7としており、基本料金の高額化を一定程度避けながらも、安定的な収入の確保に配慮した料金体系としています。
- ・ なお、近年の収入の割合については、若干ではありますが、年々基本料金の割合が上昇しています。
- ・ これは、給水契約の件数が年々増加し、基本料金収入が増加する中、水需要の減少に伴い、水量料金収入が減少していることによるものです。

### ○ 現行料金における原価の分解と配分

(料金算定期間：平成19年度～平成22年度)



○ 基本料金と水量料金の割合の比較（各年度の決算状況）（税抜）

（単位：千円・％）

年 度	基 本 料 金	水 量 料 金	合 計	比 率
19	2,554,178	6,323,093	8,877,271	29：71
20	2,554,324	6,084,683	8,639,007	30：70
21	2,544,373	5,856,574	8,400,947	30：70
22	2,545,065	5,901,061	8,446,126	30：70
23	2,241,919	5,198,528	7,440,447	30：70
24	2,626,656	5,739,177	8,365,833	31：69
25	2,665,473	5,681,719	8,347,192	32：68
26	2,709,592	5,631,280	8,340,872	32：68

※ 【参考】 基本料金と水量料金の配分について（新水道ビジョンより抜粋）

固定費を基本料金ですべて回収するのが最も安定的な料金徴収方法で、基本料金ベースと従量料金ベースの割合を費用面での固定費と変動費の割合とすると水需要の増減に収入が影響されない体系となります。しかし、支出の95%を基本料金で回収する事になり、現行の料金制度からの急激な変更は、利用者の許容度を越えた影響が出ると考えられ、現行の料金制度からの利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更していくことが重要です。

#### 4 水量料金の段階制と逓増制

##### (1) 段階制

- ・ 水量区画とは、使用水量に着目し、水量を一定の値でいくつかに区分（1～10 m<sup>3</sup>、11～20 m<sup>3</sup>など）したものです。
- ・ 本市では、昭和 47 年に用途別料金体系から口径別料金体系に変更した際に、3 段階の水量区画を設定し、その後、昭和 50 年に 4 区画へ、さらに平成 7 年に 5 区画へと細分化し、以降 5 区画としています。

##### ○ 水量区画の変遷

昭和47年1月改定	1 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	11 m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup> ～		
昭和50年11月改定	1 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	11 m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>		101 m <sup>3</sup> ～
平成7年12月改定	1 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	11 m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ～

##### (2) 逓増制

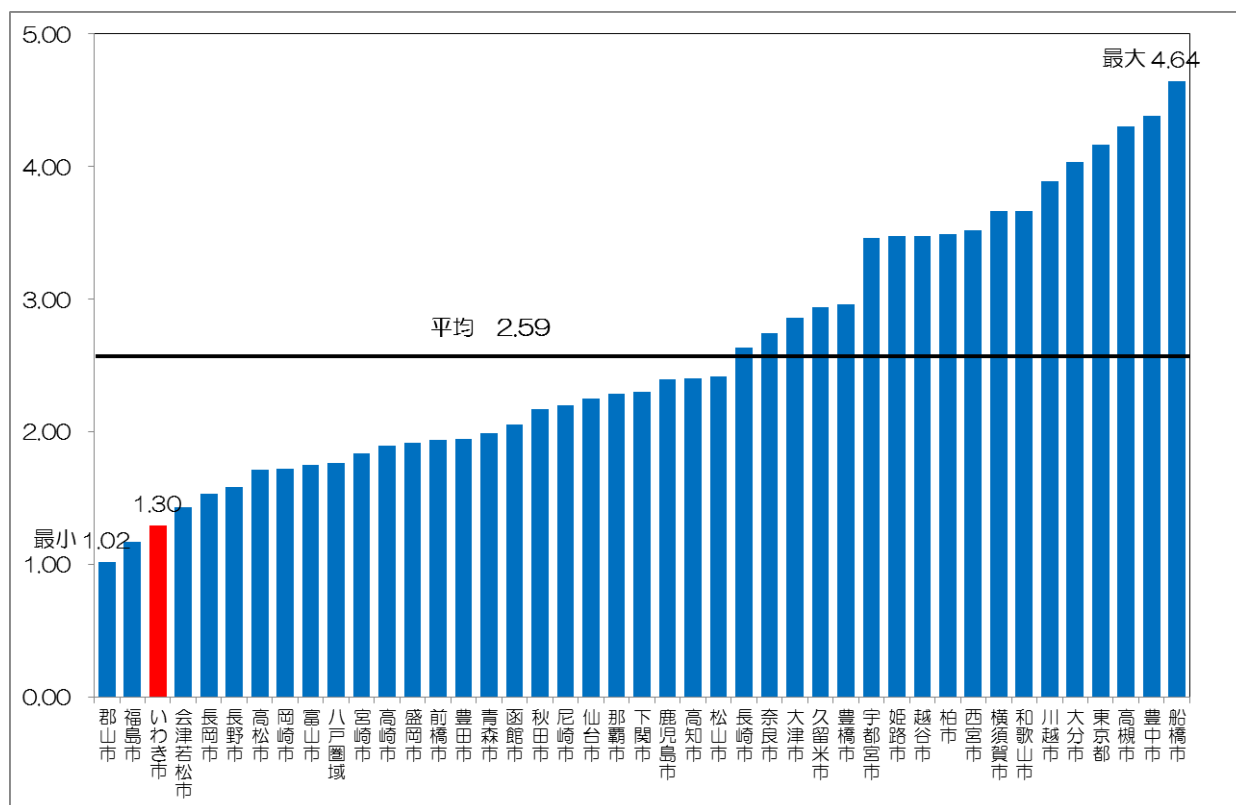
- ・ 本市の水量料金は、水需要増の主な原因と考えられる大口使用者の需要を抑制する一方、低廉な生活用水を供給するという二つの目的を達成するため、使用水量が増加するほど適用される使用量の単価が高くなるように原価を逓増的に配賦する逓増型料金体系を昭和 47 年から導入しています。
- ・ 現在、1 m<sup>3</sup>あたりの使用料の単価は、最低が 81 円で最高が 255.96 円（ともに税込）と 3.16 倍の格差があります。
- ・ 逓増制を採用する他事業者と比較する場合に用いられ、また、大口需要者にどれだけより多くの負担を求めているかを図る指標である逓増度については、本市は 1.30 倍となっています。
- ・ 同規模事業者や中核市、県内主要都市等のうち、用途別料金体系を採用する 8 事業者を除く口径別料金体系を採用する 43 事業者で比較すると、平均が 2.59 倍、最少が 1.02 倍、最大が 4.64 倍であり、本市の逓増度は低い方から 3 番目となっています。

##### ◎ 逓増度の算出方法

$$\begin{aligned} & \text{最高単価} \div ((13 \text{ mmの基本料金} + 10 \text{ m}^3 \text{使用時の水量料金}) \div 10 \text{ m}^3) \\ = & 255.96 \text{ 円} \div ((1166.40 \text{ 円} + 810.0 \text{ 円}) \div 10 \text{ m}^3) = \boxed{1.30} \leftarrow \text{逓増度} \end{aligned}$$

- ・ 本市の逓増度が低い理由としては、逓増度の計算の際に算入される、基本料金及び 10 m<sup>3</sup>使用時の水量料金が他都市に比べて高いことが要因と考えられます。
- ・ このことにより本市は、他都市よりも、小口需要者にも一定の負担をお願いしている状況であることがわかります。

○ 同規模事業体、中核市、県内主要都市等（口径別料金体系採用事業体）との逓増度比較



○ 本市の水量区画別格差及び逓増度の推移

改定年月	水量区画					格差	逓増度
	1~10m <sup>3</sup> 単価(円)	11~20m <sup>3</sup> 単価(円)	21~50m <sup>3</sup> 単価(円)	51~100m <sup>3</sup> 単価(円)	101m <sup>3</sup> ~ 単価(円)		
昭和47年1月	10	38	43			4.30	1.37
昭和50年11月	20	62	80		92	4.60	1.92
昭和54年10月	26	75	100		120	4.62	2.00
昭和57年4月	46	90	114		132	2.87	1.33
昭和61年4月	52	102	127		142	2.73	1.16
平成7年12月	60	125	156	175	192	3.20	1.32
平成12年4月	68	142	177	198	216	3.18	1.30
平成19年4月	75	156	194	217	237	3.16	1.30

※ 表中の金額については、いずれも税抜であり、改定年月については、消費税のみの改定を除いた表記となっています。



## 5 本市の水道料金

### (1) 現行の水道料金について

- ・ 現行の水道料金は、平成 19 年 4 月に本体料金部分（消費税抜きの金額）について平均+9.82%の改定を行った後、平成 26 年 4 月には消費税率の引き上げに伴う改定を実施したのとなっています。

#### 【料金改定の理由】

平成 19 年 4 月の改定の理由は、

- ・ 料金収入の減少
- ・ 資本的収支の悪化（資金不足額の発生）
- ・ 水道施設の整備等の必要性
- ・ 企業債償還元金の増大
- ・ 企業債残高の増大

であり、これらに対応するために料金改定を実施しました。

【計算式】 水道料金 = 基本料金 + 水量料金

### ○ 水道料金表（税込）

(円)			(円)		
基本 料 金	メーター口径	1ヶ月につき	水 量 料 金	区分	1m <sup>3</sup> につき
	13mm	1,166.40		第1段階	81.00
	20mm	2,332.80		1～10m <sup>3</sup>	
	25mm	4,320.00		第2段階	168.48
	30mm	8,208.00		11～20m <sup>3</sup>	
	40mm	12,744.00		第3段階	209.52
	50mm	23,328.00	21～50m <sup>3</sup>		
	75mm	62,640.00	第4段階	234.36	
	100mm	124,200.00	51～100m <sup>3</sup>		
	150mm	346,680.00	第5段階	255.96	
200mm	461,160.00	101m <sup>3</sup> 以上			

#### ※ 【参考】 料金の改定はどのような時に行うのか？

料金改定は様々な状況により実施されますが、主なものとしては、以下のものが考えられます。

- ・ 給水収益が増加（減少）傾向にあるため
- ・ 今後必要となる更新費用の確保
- ・ 料金体系の見直し
- ・ 市町村合併による料金格差是正
- ・ 基本水量制の見直し
- ・ 近隣事業体との料金格差是正 など

## (2) 水道料金の計算例

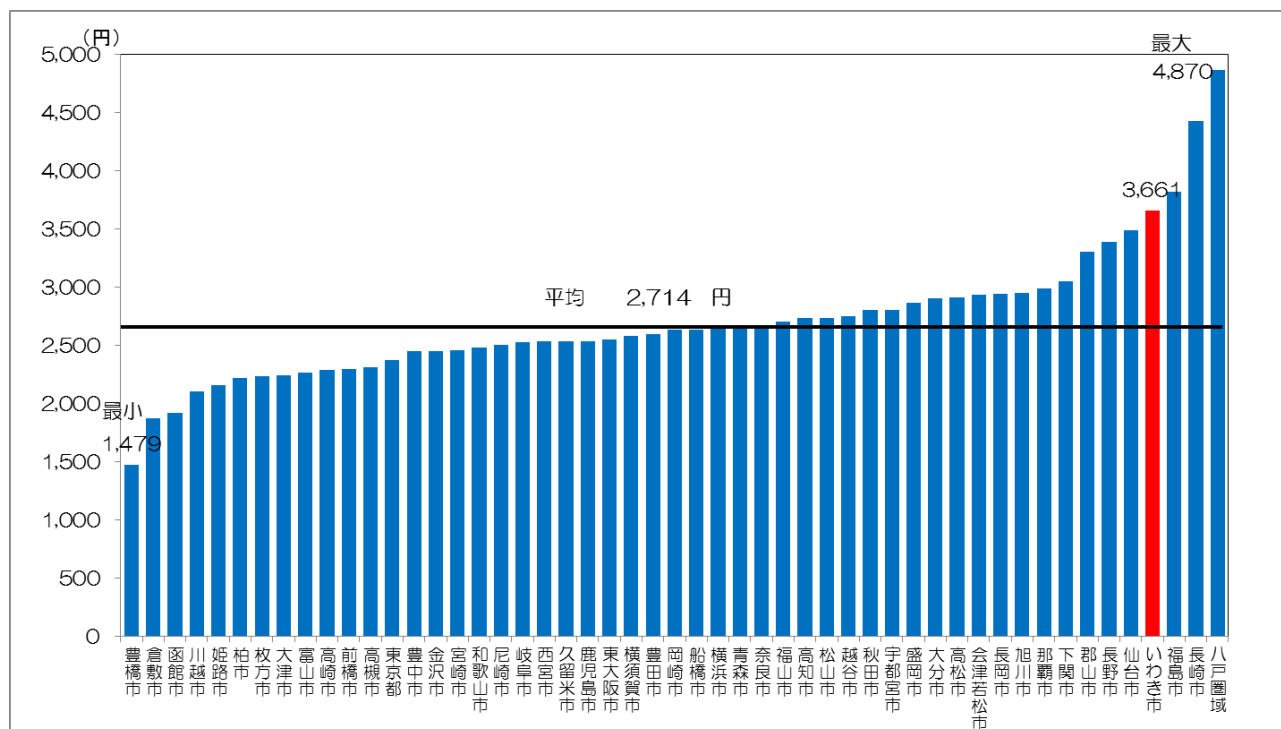
- 一般家庭（メーター口径 13 mm）で 1 ヶ月に 20 m<sup>3</sup>を使用した場合

基本料金						1,166.40円		
水量料金	第1段階	：	単価	81.00円	×	10m <sup>3</sup>	=	810.00円
	第2段階	：	単価	168.48円	×	10m <sup>3</sup>	=	1,684.80円
水道料金						3,661.20円		
						※ 1円未満の端数は切り捨て ⇒	∴	<b>3,661円</b>

## (3) 同規模事業者や中核市、県内主要都市等との水道料金の比較

- メーター口径 13 mm、1 ヶ月の使用水量 20 m<sup>3</sup>として同規模事業者や中核市、県内主要都市等の本市を含む全 51 事業者で水道料金を比較すると、本市の水道料金は高い方から 4 番目となっており、平均より高い水準にあることがわかります。

- 同規模事業者、中核市、県内主要都市等との料金比較（平成 27 年 4 月 1 日現在）  
（メーター口径 13 mm 1 ヶ月の使用水量 20 m<sup>3</sup>）



#### (4) 料金に格差が生じる理由

- ・ 各事業体間における水道料金に格差が生じる要因としては、事業経営上の諸条件の違いもありますが、主なものとしては、以下の要因が考えられます。
  - ア 水源の種類の違い
    - 水源がきれいな場合（湧水、地下水など）は、簡単な水処理で済むが、水源が良質でない場合は高度な水処理が必要となり、浄化費用が高額となる。
  - イ 地理的・地形的（起伏の有無）要因
    - 給水区域が狭小であれば、布設する水道管の延長が短くて済むが、面積が広大であれば、水道管の延長が長くなり、整備費用が高額となる。  
また、給水区域内の地形（起伏）が多い場合、ポンプ場などの施設が多く必要となり、維持管理費用が高額となる。
  - ウ 人口密度
    - 市街地が密集し人口密度が高いほど、水道管の延長当たりの収益性が向上するが、市街地が分散し人口密度が低いほど、収益性が低下する。
- ・ 本市においては、水源を中小河川に求め、給水区域が広大で起伏に富む地勢であり、市街地が分散していることなどから、水道施設を多く必要とする一方、人口密度が低いため、収益性があまり良くないことなどから、前述のとおり、他事業体に比べ料金水準が高い状況となっています。

## 6 水道料金制度における課題（全国的な課題）

### (1) 逓増型料金制度について

- ・ 多くの事業者で採用されている逓増型料金制度は、生活用水の使用促進による公衆衛生の向上と大口需要者の需要抑制のため、小口需要者には、低額な単価設定を行う一方、大口需要者には高額な単価設定により多くの負担を求めてきました。
- ・ この制度は、水需要が右肩上がりで水資源が不足していた時代には適応していましたが、水需要が減少傾向にある現状においては、需要の減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の回収ができなくなる恐れがあるなど、安定経営に資する料金体系とは言い難いものとなっています。
- ・ このため、社会環境の変化（人口減による水需要の減少等）にも対応した、料金制度への見直し（逓増度の緩和）について、検討する必要があります。

### (2) 基本料金と水量料金の配分割合について

- ・ 水道事業では、多くの事業者において二部料金制を採用していますが、本来は全額基本料金で回収すべき固定費について、基本料金が大幅に高額化してしまうことを避けて、大部分を従量料金で回収してきました。
- ・ 今後は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の内、基本料金に比べて従量料金が大きく減少すると想定されることから、従量料金で回収すべき固定費相当分の回収が困難となっていくことが見込まれます。
- ・ このため、実態に即した固定費と変動費の割合に近づける基本料金と従量料金の料金体系を検討する必要があります。

### (3) 大口需要者対策について

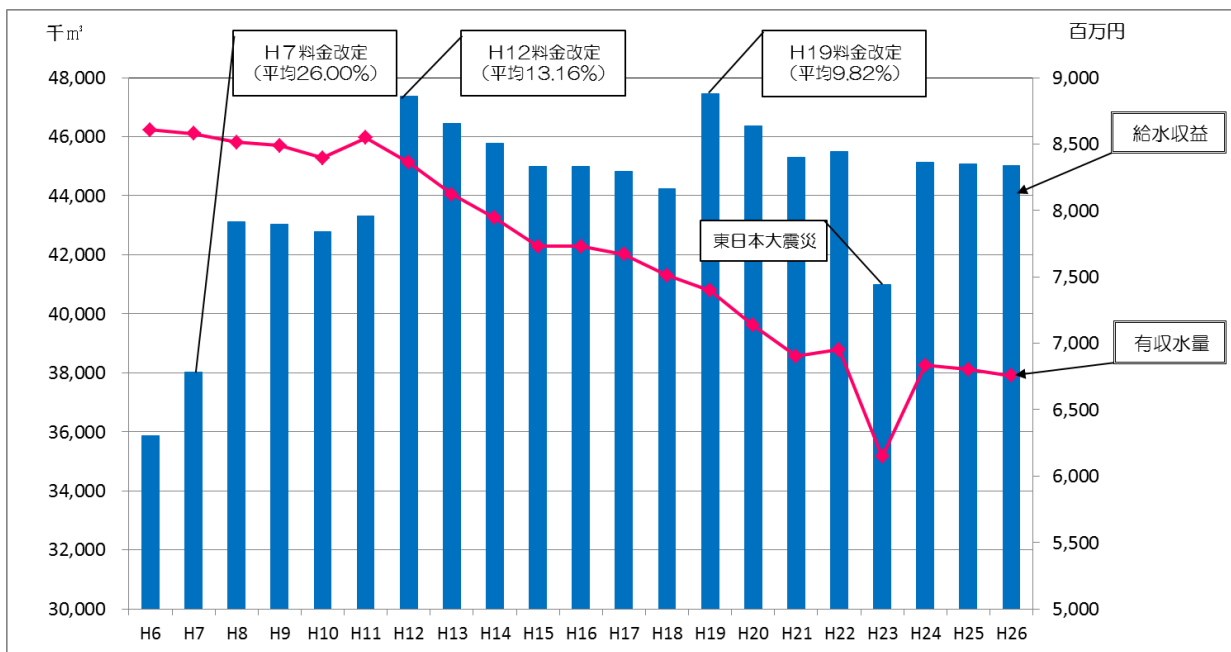
- ・ 近年、コスト削減などを理由に、企業等では節水への一層の取組や地下水を利用した専用水道や工業用水道への切り替えが進んでいます。
- ・ 地下水利用は、企業等にとってコストの削減のみならず、水道と専用水道の2系統を持つことにより、危機管理対策として大きなメリットがあるとされています。
- ・ 専用水道に切り替えた多くの使用者は、水道の使用量を最小限に抑え、水道をバックアップ目的で利用しているため、使用水量が少なく、従量料金で賄われるべき固定費相当分について負担をしていない状況にあり、水道事業者にとっては、大きな減収の要因となっています。
- ・ このため、地下水利用の使用者に対して固定費分の負担について求めていくことや、水道水の使用促進、新たな水道水から地下水利用等への転換を防止、抑制する方策について、検討する必要があります。

## 7 本市水道料金制度の課題

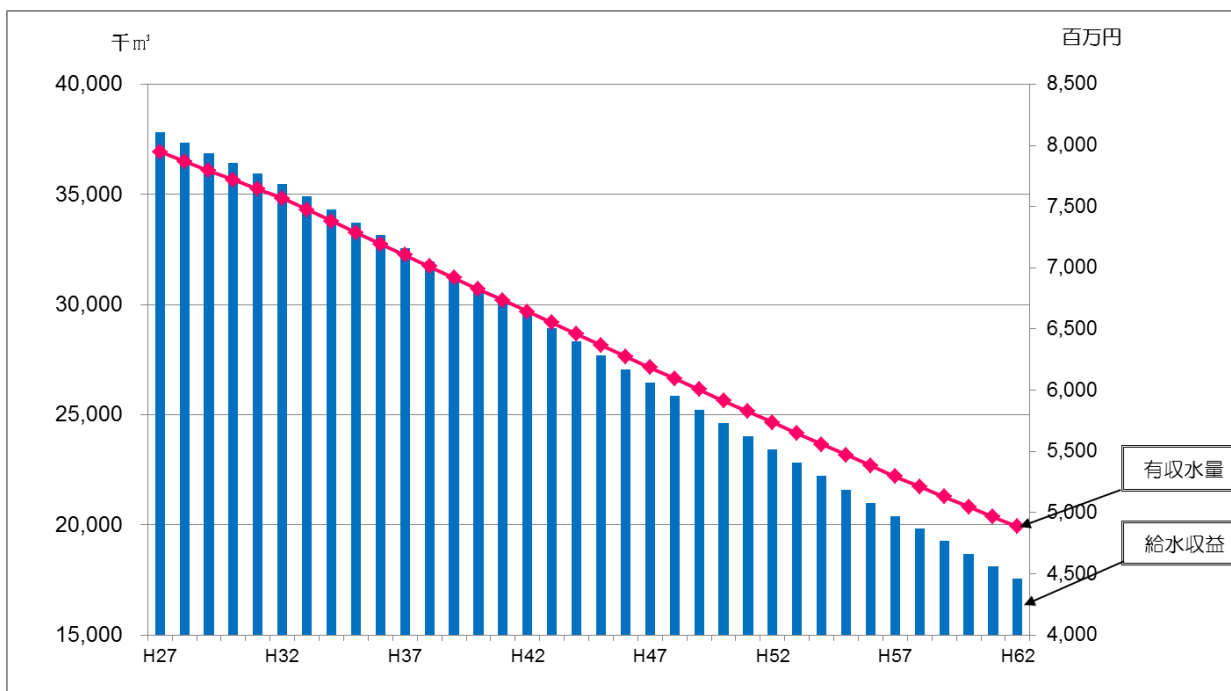
### (1) 本市の水需要及び給水収益の変化

- 本市の有収水量は、平成6年度をピークとして減少傾向に転じ、平成26年度には平成6年度に比べ、約830万 $m^3$ （約18%）の減となっています。
- 給水収益についても、数度の料金改定により増収を図るも、その後は、有収水量の減に比例し、年々減少しています。

#### ○ 有収水量及び給水収益のこれまでの推移



#### ○ 今後の有収水量及び給水収益の推移見込 (H25.9 算出)



## (2) 料金制度についての水道事業経営審議会での審議経過

- ・ 料金制度については、平成 19 年の水道料金改定後、第 11、12、13 次水道事業経営審議会で審議され、それぞれ次のとおり答申されました。

### ○ 第 11 次水道事業経営審議会（平成 20 年 10 月答申）

近年は水需要の構造が大きく変化してきていることから、今後の水道料金体系のあり方、特に水量料金における段階制・逦増制等について検討を行い、見直しを図っていく必要がある。

### ○ 第 12 次水道事業経営審議会（平成 22 年 10 月答申）

次期計画期間の 4 年間（平成 23～26 年度）は現在の料金水準を維持できる見通しでもあり、市民生活や地域経済が厳しいこの時期に料金制度見直しを行うべきではないと判断されることから、今後設置される新たな審議会で改めて検討されたい。

### ○ 第 13 次水道事業経営審議会（平成 24 年 10 月答申）

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で市民生活、地域経済は、かつてない深刻な状態に陥っており、また、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故処理及び社会情勢の先行きが不透明で、適切な検討資料に基づいて審議することが困難であることから、このような時期に料金制度見直しの審議を行うことは適当ではないと判断する。

- ・ なお、第 14 次水道事業経営審議会においては、第 13 次水道事業経営審議会での答申を受け、料金制度見直しの審議は行わず、水道事業経営プランについて、審議、答申されました。

## (3) 今後の対応

- ・ 本市では、近年の水需要の減少傾向は、震災後の人口の増（原発事故に伴う避難者の流入、復興事業関係者の流入）により、以前より緩やかになりましたが、水需要の減少傾向は変わらず、今後も引き続き厳しい状況が予想されます。
- ・ 今後も節水機器の普及や大口需要者の工業用水や地下水利用への転換等による水道水離れは、見込まれることから、これまでの水道事業経営審議会の答申結果を踏まえ、水需要の大幅な変化に対応できる最適な水道料金制度について、検討していく必要があります。

